

00998

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

縣 令

昭和十六年八月八日  
第千二百五十七號

金曜日

◆鳥取縣令第三十七號  
蠶絲業統制法施行令第三條第四項ノ規定ニ依リ鳥取縣蠶檢定手數料規則左ノ通定ム

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事

(口)

八

田

三

郎

一

圓

鳥取縣蠶檢定手數料規則

第一條 蠶絲業統制法施行令第三條第四項ノ規定ニ依ル手數料ハ

左ノ區別ニ依リ之ヲ徵收ス

前項ノ手數料ハ蠶檢定請求ノ際之ヲ納付スペシ

(イ) 製絲用ノ蠶檢定

第一區ノ荷口ニ付

一 圓

二 蠶檢定規則第十七

第二區ノ荷口ニ付

一 圓五十錢

三 第一條ノ規定ニ

第三區ノ荷口ニ付

二 圓

四 依ル蠶檢定ヲ除ク

第四區ノ荷口ニ付

二圓五十錢

五 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六 蠶檢定證書本手數料

七 一通ニ付

十 錢

八 蠶檢定證書本手數料ハ之ヲ還付セズ

九 附 則

## ◆鳥取縣令第三十八號

蠶絲業統法施行規則第八條、第九條及第三十四條ノ規定ニ依リ玉絲製造業者及座繰生絲製造業者ノ玉絲及座繰生絲ノ製造數量制限ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事 八田三郎

第一條 玉絲製造業者又ハ座繰生絲製造業者ノ組織スル生絲共同施設組合ハ其ノ組合員ニ對シ知事ノ指示ニ從ヒ玉絲又ハ座繰生絲ノ製造數量ノ割當ヲ行フベシ

生絲共同施設組合前項ノ規定ニ依リ割當ヲ爲シタルトキハ様式第一號ニ依ル割當報告書ヲ知事ニ提出スペシ

第二條 生絲共同施設組合ノ組合員ニ非ザル玉絲製造業者又ハ座繰生絲製造業者（以下貞外業者ト稱ス）ハ知事ヨリ玉絲又ハ座繰生絲ノ製造數量ノ割當ヲ受クベシ

第三條 玉絲製造業者又ハ座繰生絲製造業者ハ第一條又ハ前條ノ様式第一號

座繰生絲（玉絲）製造數量割當報告書

昭和 生絲年度ニ於ケル座繰生絲（玉絲）製造數量左記ノ如ク本組合ノ組合員ニ對シ割當仕候ニ付此段及報告候也

年 月 日

事務所

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條ノ申請書提出期限ハ昭和十六年ニ限リ八月十五日迄トス

規定ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ヲ超ニ玉絲又ハ座繰生絲ノ製造（委託ヲ受ケ製造スル場合ヲ含マズ）ヲ爲スコトヲ得ズ  
第四條 員外業者第二條ノ割當ヲ受ケントスルトキハ様式第二號ニ依ル割當申請書ヲ毎年六月二十日迄ニ知事ニ提出スペシ  
第五條 員外業者ハ毎年六月二十日迄ニ様式第三號ニ依ル前生絲年度ノ事業報告書ヲ知事ニ提出スペシ  
附 則

鳥取縣知事		記		組合ノ名稱	
組合員名	設備金數	自已出金	生絲割當數量	原料織割當數量	備考

備考 一 原料織割當數量ハ上織、選除織及玉織トヲ區別シテ記載スルコト

様式 第二號

座繰生絲（玉絲）製造數量割當申請書

昭和 年度ニ於テ座繰生絲（玉絲）ノ製造數量割當相受度最近ノ實績相添ヘ此段及申請候也

年 月 日

住所又ハ事務所  
氏名又ハ名稱

記

鳥取縣知事

昭和	年度	座繰生絲（玉絲）最近三箇年製造實績	設備金數
自已出金	簽		

01001

昭和 年度	合計	貢
一箇年平均	計	貢
様式 第三號	座織生絲(玉絲)製造事業報告書	通ニ有之候條此段及報告候也
自昭和 年 月 至昭和 年 月	日ノ期間ニ於テ座織生絲(玉絲)製造數量及原料繩消費數量左記ノ	年 月 日

住所又ハ事務所  
氏名又ハ名稱  
記  
鳥取縣知事 殿

備考  
一 原料繩消費數量ハ上繩、選除繩及玉繩トヲ區別シテ記載スルコト

座織生絲(玉絲)製造數量 計	原料繩消費數量 貫(乾繩)	設備釜數 自已出釜	作業日數 日	備考

01002

## 告示

## ◆鳥取縣告示第六百四十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地圏内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事 八田三郎

- 一 組合ノ名稱及地區  
(イ) 名稱
- 鳥取縣農機具商業組合
  - 鳥取縣小農具工業組合
  - 鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會
- 二 構成員タル資格
- (イ) 地區内ニ於テ農機具ノ卸又ハ小賣ヲ業トスル者
  - (ロ) 地區内ニ於テ農機具ノ製造及販賣ヲ業トスル者
  - (ハ) 地區内産業組合

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

鳥取縣公報 第千二百五十七號 昭和十六年八月八日

(第三種郵便物認可)

五

01003

品名	格付	仕上	寸法	單位	工場渡最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
鉄	大	長サ九寸双巾五寸柄ノ長サ四尺ヨリ四尺五寸		一個	一、八五	二、一八
	中	長サ八寸七分双巾四寸七分柄ノ長サ四尺ヨリ四尺五寸		同	一、八〇	二、一二
	小	長サ八寸四分双巾四寸四分柄ノ長サ四尺ヨリ四尺五寸		同	一、七五	二、〇七
同	同	同	同	同	同	同

(一) 工場渡價格ニハ荷造費ヲ含ムモノトス

(二) 小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格ニシテ荷造費ヲ含マザルモノトス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年八月八日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

## ◇鳥取縣告示第六百四十九號

價格等統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事 八田三郎

## 一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣線材製品小物販賣店組合  
(ロ) 地區 鳥取縣一圓

## 二 権成員タル資格

地區内ニ於テ線材製品小物ノ販賣ヲ營ム者

## 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

品種	規格	單位	卸賣業者最高販賣價格	單位	小賣業者最高販賣價格
釘	八番三時	一貫	一、九三	圓	二五
丹釘	十番二時半	同	一、九九	百匁	二六
	十一番二時	同	二、〇九		二七
	十二番二時六分	同	二、一五		二八
	十三番二時半	同	二、二一		二九
	十四番二時二分	同	二、二七		三〇
	十四番二時一分	同	二、三二		三一
	十四番二時	同	二、三六		三二
	六番三時	同	二、四一		三三
スレート釘	六番三時	同	二、六〇六		三四
	十一番二時半	同	二、二一		三五
	十一番二時	同	二、二七		三六
	二八	同	二、二七		三七
	二八	同	二、二七		三八

備考

品種	規格	單位	卸賣業者最高販賣價格	單位	小賣業者最高販賣價格
釘	八番三時	一貫	一、九三	圓	二五
丹釘	十番二時半	同	一、九九	百匁	二六
	十一番二時	同	二、〇九		二七
	十二番二時六分	同	二、一五		二八
	十三番二時半	同	二、二一		二九
	十四番二時二分	同	二、二七		三〇
	十四番二時一分	同	二、三二		三一
	十四番二時	同	二、三六		三二
	六番三時	同	二、四一		三三
スレート釘	六番三時	同	二、六〇六		三四
	十一番二時半	同	二、二一		三五
	十一番二時	同	二、二七		三六
	二八	同	二、二七		三七
	二八	同	二、二七		三八

02005

0100

◆鳥取縣告示第六百五十號

四  
認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
認可賃料及實施ノ由ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

(一) 本表價格ハ賣主店先渡シ價格トス  
本表ハ荷造リ包裝費ヲ含ムモノトス但シ鐵道船舶ニヨリ運送ノ場合ニ於ケル荷造費ハ實費加算スルコトヲ得  
實施ノ日 昭和十六年八月八日

本表價格ハ賣主店先渡シ價格トス  
本表ハ荷造リ包裝費ヲ含ムモノト  
實施ノ日 昭和十六年八月八

昭和十六年六月六日

一組合ノ名稱及地區

01007

(イ) 名稱 鳥取縣穀物商業組合聯合會

二 構成員タル資格

地區内ニ於ケル雜穀關係商業組合

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名 卸賣業者最高販賣價格

單位 價格 圓

雜穀 蟲豆 四斗 一三三、六〇〇

小賣業者最高販賣價格

單位 價格 圓

一 卸賣業者價格ハ卸賣業者倉庫渡又ハ店先渡ノ價格トシ俵、呴又ハ麻袋等ノ包裝代ヲ含ムモノトス

二 小賣業者價格ハ小賣業者ガ拵賣スル場合ノ賣主店先渡價格トス

三 大口需要者ニ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者價格ニ依ルモノトス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年八月八日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

## ◆鳥取縣告示第六百五十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

01008

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會

二 地區

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

(イ) 額 地區内産業組合

(ロ) 地區内ニ於テ肥料ノ販賣ヲ業トスル者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品目 單位 生產者最高販賣價格

販賣業者最高販賣價格

鳥取縣產 糞

水分含量 一〇%以下

上目  
貫

規

規

品目 單位 最高卸賣價格

最高小賣價格

京都府產 鷄糞

一等品 青線

土砂其ノ他ノ塗酸不溶解物三五%未満ノモノ

皆掛

四十貫

四、二六

四、四六

兵庫縣產 羽糞

一等品

青線

土砂其ノ他ノ塗酸不溶解物三五%以上ノモノ

同

三、九六

四、一六

格外品 赤線

及變質甚ダシキモノ

同

一、七三

一、八八

01009

(一) 本表價格ハ縣内省線及直通連帶社線各着驛ホーム渡價格トス

(二) 前項ト受渡場所ヲ異ニスル場合及小口轉送ヲ爲シタル場合ハ運賃其ノ他ノ實費ヲ加算スルコトヲ得但シ倉庫保管料及入

出庫料ハ十貫ニ付十錢ヲ超エザルモノトス

(ロ) 實施ノ日

昭和十六年八月八日

## 四 認可ニ附シタル條件

一 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

二 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ掲示スベシ

成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス  
 昭和十六年八月八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

## 一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣自給肥料用具製造販賣組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

## 二 構成員タル資格

地區内ニ於テ自給肥料用具ノ製造及販賣業ヲ營ム者

## 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品 堆 肥 製 造 框	規 格	單位	本 販 賣 業 者 販 賣 略 價 格		
			販 賣 型 業 者 販 賣 略 價 格	販 賣 型 業 者 販 賣 略 價 格	販 賣 型 業 者 販 賣 略 價 格
特大型	一舍	一三八、〇〇	圓	九九、〇〇	圓
大型	同	一〇三、〇〇		八二、〇〇	
大中型	同	八七、〇〇		七〇、〇〇	
大小型	同	七〇、〇〇		五三、〇〇	
小大型	同	八九、〇〇		六六、〇〇	
小中型	同	七四、〇〇		五六、〇〇	
小小型	同	五九、〇〇		四三、〇〇	

本表價格ハ販賣業者店先渡價格ニシテ荷造費、包裝費ヲ含ムモノトス  
 實施ノ日 昭和十六年八月八日

## 四 認可ニ附シタル條件

(イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

## ◆鳥取縣告示第六百五十三號

管下岩美郡、島取市、產組合、島定期家畜市場並浦富定期家畜市場廢止ノ件昭和十六年七月三十日付認可セリ

昭和十六年八月八日

## ◆鳥取縣告示第六百五十四號

漁業用無線電及補助金交付規程左ノ通定ム

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

## 漁業用無線普及補助金交付規程

第一條 知事ハ漁業用無線通信施設ノ普及促進ヲ圖ル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ニ掲タル費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ別ニ國又ハ縣ヨリ獎勵金、補助金、又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限り在ラズ

一 漁業用無線電信電話設備、漁業用無線電信設備若ハ漁業用無線電話設備ノ設置ニ要スル費用

二 漁業用無線通信士ノ養成ニ要スル費用

第三條 前條第一號ノ費用ニ對スル補助金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ内地ニ船籍ヲ有スル漁船ヲ所有シ且本縣内ニ住所ヲ有スルモノニ限ル

第四條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス

一 第二條第一號ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ無線機械購入費、取附費、雜費ニ對シ其ノ費用ノ二分ノ一以内

二 收支豫算書

補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ガ團體ナル場合ニ於テハ前二項ノ規程ニ依リ添付スペキ書類ノ外左ニ掲タル書類ヲ添付スベシ

## 一定款、會則、又ハ規約

## 二 代表者ノ氏名ヲ記載シタル書面

前各項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第七條 第二條第一號又ハ第二號ノ費用ニ對スル補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者前條第一項又ハ第二項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントストキハ知事ノ認可ヲ受クベシ

第八條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者、補助金交付ノ許可ヲ受

ケタル設備又ハ其ノ設備ヲ有スル漁船ヲ譲渡セントストキハ知事ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ譲受人ヲ以テ補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第九條 第二條第一號ノ費用ニ對スル補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ補助金ノ交付ヲ受クベキ設備ニ付知事ノ指定シタル検査員ノ検査ヲ受クベシ

第十條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セ

二 第二條第二號ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ講師謝謝及旅費、講習用機械器具借入費、事務費(通信費、會場費、雜費)ニ要スル費用ノ範圍内

第五條 補助金ヲ受クベキ漁業用無線通信設備ハ左ノ條件ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

一 農林省ノ適當ト認ムル規格ニ適合スルモノ

二 船舶安全法ニ依リ無線電信ノ施設ヲ強制セラレザル漁船ニ施設スルモノ

第六條 第二條第一號ノ費用ニ對スル補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲タル書類ヲ添付シ毎年三月三十一日迄ニ之ニ之ヲ知事ニ提出スベシ

一 事業目論見書

二 豫定經費明細書

三 製作所ニ於テ作製シタル仕様書及圖面

四 第二條第二號ノ費用ニ對スル補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲タル書類ヲ添附シ毎年三月三十一日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ

一 事業計畫書

トスルトキハ工事又ハ事業完了後請求書ニ精算書ヲ添付シ之ヲ知事ニ提出スベシ

前項ノ書類ノ外第二條第二號ノ場合ニ在リテハ事業成績書ヲ添付スベシ

## 第十一條 補助金ノ交付ヲ受ケテ設置シタル設備又ハ其ノ設備ヲ有スル漁船ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル日より三年間知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ譲渡シ其ノ用途ヲ變シ又ハ其ノ使用ヲ廢止スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限り在ラズ

前項ノ規定ニ依リ譲渡ノ認可アリタルトキハ譲受人ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ト看做ス

第十二條 知事必要アリト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者又ハ其ノ承繼人ニ對シ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ知事ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ譲受人ヲ以テ補助金交付ノ許可ヲ受

ケタル者又ハ其ノ設備ヲ有スル漁船ヲ譲渡セントストキハ知事ハ該當スル場合ニ於テ

ケタル者若ハ其ノ承繼人左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テ

第十四條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者又ハ補助金ノ交付ヲ受

ケタル者若ハ其ノ承繼人左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テ

ハ知事ハ補助金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助

金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルベシ

二、補助金交付ノ條件ニ違反シタルモノ

### 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルト

式第一號

度ニ限り八月二十五日トス

附 貝

樣式  
第一號

昭和 年度漁業用無線普及補助事業計畫書

						番號
						漁船名備
						所船氏主名住
						信漁業用無線通
						經費
						補助金庫
						補助府金縣
						負擔額主
						備
						考

清  
意

- 二 計畫書ト附表ト對照ニ便ナラシムル爲番號ヲ附スルコト

事業計畫書附表

卷之三

01014

項	目	金	額	備	考
無線機器購入費					
取附費					
雜費					
合計					

樣式 第二號

八 仕様書及圖面  
九 其ノ他参考トナルベキ事項

鳥取縣公報

第十二百五十七號

昭和十六年八月八日

(第三種郵便物認可)

一七

鳥取縣公報 第千二百五十七號 昭和十六年八月八日 (第三種郵便物認可) 一八九

一八

01015

注

- 二 計畫書ト附表ト對照ニ便ナラシムル爲番號ヲ附スルコト  
一 計畫毎ニ別紙附表添附ノコト

一 事業計畫書記載番號

二、主催團體名及住所  
三、收支豫算書

(4)

(イ)  
收  
入

卷之三

10

8

鳥取縣公報 第千二百五十七號

昭和十六年八月八日

(第三種郵便物認可

一九

01017

四 其ノ他參考トナルベキ事項  
様式 第三號

合 計

雜費

昭和 年度漁業用無線普及補助事業精算書

番號 設備 漁船名 所氏名 線通信設

豫

經費

國庫

道府縣

船主

定

經費

國庫

道府縣

船主

精

經費

國庫

道府縣

船主

算

備

注意 一 金額八錢未滿八切捨ノコト

樣式 第四號

昭和 年度漁業用無線通信士養成補助事業精算書

(イ) 収入

科 目 金額 附記

國庫補助金

金

額

附

道府縣補助金

金

額

記

主催者負擔額

金

額

記

講習料

金

額

記

講師謝禮

金

額

記

講習用機械器具借入費

金

額

記

事務費

金

額

記

合計

金

額

記

01018

◆鳥取縣告示第六百五十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル蔬菜及果實ノ最高販賣價格左ノ通指定シ昭和十六年八月十日ヨリ之ヲ施行ス昭和十六年六月鳥取縣告示第百九十四號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事

八

田

良序

品名		期間		最卸賣業者 (単位一貫)		小賣業者 (単位百匁)		備考	
りんご	デリシャス、ゴールデンデリシャス、 スタークリング、リチャードデリシャス、 イント	八月ヨリ翌年三月迄	五月ヨリ七月迄	二〇〇六三	二四一九	二〇〇八	二二二一	一一一五	福原オレンジ
りんご	デリシャス、ゴールデンデリシャス、 スタークリング、リチャードデリシャス、 イント	十一月ヨリ翌年二月迄	其ノ月ヨリ八月迄	二〇〇三一	二四一九	二〇〇八	二二二一	一一一五	パレシヤオレンジ、ジヨツバルト
りんご	デリシャス、ゴールデンデリシャス、 スタークリング、リチャードデリシャス、 イント	十一月ヨリ翌年三月迄	其ノ月ヨリ八月迄	二〇〇五七	二四一九	二〇〇八	二二二一	一一一五	ブラッドオレンジ、ジヨツバルト
りんご	デリシャス、ゴールデンデリシャス、 スタークリング、リチャードデリシャス、 イント	十一月ヨリ翌年三月迄	其ノ月ヨリ八月迄	二〇〇六八	二四一九	二〇〇八	二二二一	一一一五	ニユーサンマーマーレンジ
りんご	デリシャス、ゴールデンデリシャス、 スタークリング、リチャードデリシャス、 イント	十一月ヨリ翌年三月迄	其ノ月ヨリ八月迄	二〇〇五九	二四一九	二〇〇八	二二二一	一一一五	ブルオレンジ
りんご	デリシャス、ゴールデンデリシャス、 スタークリング、リチャードデリシャス、 イント	十一月ヨリ翌年三月迄	其ノ月ヨリ八月迄	二〇〇七九	二四一九	二〇〇八	二二二一	一一一五	ネーブルオレンジ
りんご	デリシャス、ゴールデンデリシャス、 スタークリング、リチャードデリシャス、 イント	十一月ヨリ翌年三月迄	其ノ月ヨリ八月迄	二〇〇七九	二四一九	二〇〇八	二二二一	一一一五	福原オレンジ

01020





わ ゆ ね 豆 ア バ セ は  
さ り し も ス セ ル な  
び ね よ や リ リ ゃ  
う し ラ ！ ！ さ  
が ガ い

八月ヨリ	五月ノ他迄	四月六月迄							
翌年三月迄									
三、八〇	一、〇四七	二、〇四六	三、〇五	四、〇六	五、〇八	六、〇〇	七、〇一	八、〇二	九、〇三
三、八〇	一、〇四七	二、〇四六	三、〇五	四、〇六	五、〇八	六、〇〇	七、〇一	八、〇二	九、〇三
一、一〇	二、一〇	三、一〇	四、一〇	五、一〇	六、一〇	七、一〇	八、一〇	九、一〇	一〇、一〇

○取縣告示第六百五十六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年八月八日

鳥取縣知事  
八  
田  
三  
郎

八

三

郎

(一) 組合ノ名稱及地區

鳥取縣獸肉販賣聯合組合

(口) 地區

(二) 構成員タル資格

地圖内ニ於テ觀肉ノ販賣ノ業ト爲ス者

(三) 級制令第二條第一項又ハ第三項ノ額ニ代ルヘキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 箱

品名

牛骨  
生年

勝利同

實施ノ由

四) 認可(二)

イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ掲示スペシ

6

鳥取縣公報 第千二百五十七號 昭和十六年八月八日 (第三種郵便物認可) 二九

01027

## 噴霧機の取扱について

彙

### 異状天候と病害蟲 噴霧機の使命重大

(農務課)

今年のやうに農作物の軟弱な發育を見た年に於ては、あらゆる病害蟲に対する措置が極めて重要であつて、格別水稻の稻熱病については既に各地に發生を見つゝある實情であり、これが急速防除に努めることは全農家の寸時もゆるがせにならぬ急要務である。稻熱病に対する措置については既に本欄にも記し、實際農家に對する指導についても各機關を通じて度々行つてゐるところであるが、この稻熱病や其の他蔬菜・果樹等の各種の病害蟲防除については、噴霧機の使用といふことが絶対必要なことである。

噴霧機取扱上の注意について、直接大切と思はれる點を記して

各位の参考に資することとする。

撒布に適する噴霧機には牛田式水田用省力半自動噴霧機、

横桿式高壓噴霧機・半自動噴霧機（稍小型）・二重瓶式水田用横桿半自動噴霧機・半自動噴霧機（稍小型）等があるが、從來の半自動噴霧機でも水田用噴霧口及び灌注竿を用ひれば相當能率が高い。尙、前記の噴霧機にはいづれも附屬品として八尺灌注竿一本五頭千鳥形噴口一本、及びゴムホース三十尺がついてゐる。

噴霧機使用にあたつては、水田の中に噴霧機を持込んで撒布することは操作が困難であつて能率も擧らないから、薬液容器や機体を畦畔に置いて、ホースを長くして撒布するのが最も便利であつて、ホースの長さは最短田地の幅以上を必要とする。

噴霧機を使ふときはその使用前に各部を點検して、不良箇所があれば修理するか又は新品と取替へて、運動部に注油して動作を軽快にして置かねばならぬ。又薬液を使用する前に水で試験して置くことが大切である。この水による試験にあたつて注意すべきことは次の通りである。

1 薬液の吸込みが悪いとき、又は液が器體の上部の方に漏出するときは二重瓶式ではピストンの先端の椀狀革の硬化又は磨滅のためであり、牛田式では器體の上部のブランザヤー

の接觸する部分のパッキング（丸い穴のあいた皮革）の磨滅のためであるから、新品と取替へる必要がある。其の際皮には必ず注油せねばならぬ。

2 ハンドルを引き上げて次に押下げやうとする刹那に、急に下方に吸ひつけられるやうに下るのは瀧過機が塞つてゐるか、又は吸入瓣が粘着してゐるためであるから、分解して調べて密閉せねばならぬ。

3 振發油或は石油で洗ふがよい。ピストンを上下する際に噴霧機に強弱の出來るのは、氣密が不完全でいづれかに空氣が漏れるためであるから、よく調べて密閉せねばならぬ。

4 噴霧が粗い場合は噴口が磨滅してゐるためであるから、孔を塞いで作業に支障を來すから、薬液は必ず布袋で瀧過して置かねばならぬのである。又もし水田に入つて撒布中に噴霧口が塞がつた場合には、必ず畦畔に持出して分解掃除することが大切な心得である。面倒がつて田の中で分解すると部分品を紛失する虞があるからである。尙豫備品や分解用具（スバナ及びベンチ等）は必ず現場に持參するがよい。

次に噴霧機を使用するにあたつて、薬液に殘渣があると噴霧口を塞いで作業に支障を來すから、薬液は必ず布袋で瀧過して置かねばならぬのである。

板を新品と取替へる必要がある。

### 集團勤労指導者講習會

(學務課)

斯を持つ者、薬剤を調製する者、運搬する者等々分擔して作業する可とする。撒布はなるべく後退しながら行ふがよい。この際噴霧機の噴口と稻の葉との距離は二尺位を適當とするのであつて、あまり接近せしめるとかへつて附着が不良となる。

尙撒布の際は田面には稍々深く水を湛えて撒く方が作業に便利である。

作業を終つたならば、噴霧機を清水を通してよく洗ひ、水分を出して要所には注油して置くことを忘れてはならぬ。又ホースは兩端を下にして吊り下げ、水氣を乾した後日蔭に格納するのである。

現下の時局に際し、青少年學徒を動員して食糧の増産・資料資源の開發等種々なる部門に亘つて集團勤労作業に從事せしめ、いづれも相當の成果を收めつゝあるのであるが、最近益々集團勤労作業の重要性の叫ばれつゝある折柄、これらについて所期の目的を達成する爲にはこれが指導者をして集團勤労作業の趣旨を徹底

01029

せしめて、その運用を適切ならしめることが大切である。

依つて本縣では文部省と共同主催の下に、集團勤労作業指導者講習會を開催して、中等學校職員に對し集團勤労作業の趣旨、作業指導法等を體得せしめることとなつた。時期は九月中旬、會場は縣立大山訓練所、講習員は縣下中等學校長並に教頭六十名の豫定である。

## 『大日本青少年團歌』

### 作曲懸賞募集集

(社會教育課)

大日本青少年團本部では、曩に『大日本青少年團歌』を募集

し、多數の應募作品中から嚴選の結果之が入選決定を見たので、同歌詞に配する作曲を次の規定に依つて一般から募集することとなつた。

曲は入選歌詞の精神を最もよく具現し、儀式、集會、行進等の場合を通じて廣く唱和し、青少年に愛唱されるに相應しく、團歌との氣品と力強さを持つものでなくてはならない。

昭和十六年八月八日印刷  
昭和十六年八月八日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
鳥取刑務支所

一、旋律のみでよい。併し旋律譜の下に三歌詞とも記入すること

伴奏譜及び合唱編曲の有無は隨意である。

一、入選は一篇で賞金一千圓(事變公債)

一、審査員は信時潔、堀内敬三、橋本國彦、太田太郎、其の他各關係官廳、大日本青少年團本部

一、締切は八月十五日まで

一、入選發表は九月一日

一、版權は大日本青少年團本部に歸屬し、應募樂譜は返還せず、入選作品の歌詞は訂正の上發表せられることがある。

一、様式は半紙判以上の五線紙を用る、(略譜は採用せず)原譜の裏に住所氏名を明記して封筒に「團歌作曲」と朱書すること

と

一、宛先は東京市四谷區明治神宮外苑大日本青少年團本部企畫課  
作曲懸賞係へ送付すること